

株主総会の開催時期・方法等の柔軟な検討について

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が今後も続くと思込まれる中で、決算発表を延期する企業も出てくるなど3月期決算企業の決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっています。6月には、多くの企業において株主総会の開催が予定されていますが、企業の決算や株主総会運営の業務に携わる方々の健康や安全にも十分にご配慮を頂く必要があります。このため、株主総会の延期や継続会の開催も含め、例年とは異なるスケジュールや方法とすることを検討頂きますようお願いいたします。

上記について、本日、梶山経済産業大臣から企業決算・監査及び株主総会の対応についての談話を公表しておりますので、ご参照ください。

<企業決算・監査及び株主総会の対応について>

<https://www.meti.go.jp/speeches/danwa/2020/20200424.html>

なお、より安全に株主総会を開催するために、経済産業省では、法務省とともに、「株主総会運営に係るQ & A」として公表しておりますので、併せてご参照ください。本Q & Aでは、感染拡大防止に必要な対応をとるために、会場に入場できる株主の人数を制限することも可能であり、現下の状況においては、その結果として、会場に事実上株主が出席していなかったとしても、株主総会を開催することは可能といった内容をお示ししております。

■■ 参考資料 ■■

(株主総会（オンラインでの開催等）、企業決算・監査等の対応：経済産業省 HP)

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html

(株主総会運営に係る Q&A：経済産業省 HP)

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について：金融庁 HP)

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>